

平成 30 年 6 月 1 日

担当：福祉部 障がい福祉課
(担当者：加藤、今田)
電話：0742-34-4593 (直通)
内線 2790

障害福祉サービス事業者指定取消処分

奈良市は、平成 30 年 6 月 1 日付けで株式会社 寿寿に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 50 条第 1 項第 5 号及び第 9 号の規定に基づき、事業所の指定の取消処分を行いましたのでお知らせします。

1 事業者の名称・所在地等

- (1) 事業者名称 株式会社 寿寿
- (2) 代表者 代表取締役 児林 健太
- (3) 事業者所在地 大阪府東大阪市横小路町 4 丁目 6-18
- (4) 事業所名称 ケアサービス寿寿奈良
- (5) 事業所所在地 奈良市神殿町 164-1 神殿マンション 3 号棟 102 号
- (6) サービス種類 居宅介護、重度訪問介護

2 指定取消効力発生年月日

平成 30 年 7 月 1 日

3 指定取消理由

【根拠法令】障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 5 号

居宅介護サービスの提供にあたり、実際には実施していないサービスに関してサービス提供記録及び実績記録票を作成し、同記録に基づき介護給付費を不正に請求し、受領した。

【根拠法令】障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 9 号

1. 居宅介護サービスのサービス提供記録については、作成後、利用者の確認を受けなければならないにもかかわらず、利用者に確認させることなく、利用者から事前に預かった印鑑を用いて、ヘルパーが利用者

確認欄に押印していた。

2. 居宅介護サービスの実績記録票については、作成後、利用者の確認を受けなければならないにもかかわらず、利用者に確認させることなく、利用者から事前に預かった印鑑を用いて、ヘルパーが利用者確認欄に押印していた。
3. 居宅介護サービスについて作成された実績記録票において、サービス提供時間の記載漏れ、サービス提供者及び利用者の確認欄の押印漏れ等の不備があった。
4. 居宅介護サービスについて、同じ利用者に対し、2名のヘルパーが同一時間帯に同一内容のサービスを提供した旨のサービス提供記録及び実績記録票を作成するなど不適切な管理を行っていた。
5. 同一の居宅介護サービスについて作成されたサービス提供記録及び実績記録票において、サービス提供時間やサービス提供者の記載が異なっていた。
6. サービス提供責任者がヘルパーに対し、居宅介護サービスのサービス提供記録等の記載について適切な指導を怠り、サービス提供責任者としての責務を果たしていなかった。
7. 本事業所において作成された居宅介護計画について、作成日や利用者同意欄の押印漏れ等の不備や利用者に対する同計画の説明がなされていないなかった。
8. 本事業所が行う重度訪問介護と一体的に行われている居宅介護サービスにおいて、介護給付費の請求に関する不正等居宅介護サービスに関する不正又は著しく不当な行為が行われた。
9. 本事業所が行う居宅介護及び重度訪問介護と一体的に行われている訪問介護及び介護予防訪問介護サービスにおいて、介護給付費の請求に関する不正等訪問介護及び介護予防訪問介護サービスに関する不正又は著しく不当な行為が行われた。